

---

## 參考資料

# 1. 福岡市保健福祉審議会高齢者保健福祉専門分科会における審議経過

## (1) 福岡市保健福祉審議会高齢者保健福祉専門分科会委員名簿

令和3年2月8日現在

氏名	役職・分野
石丸 修平	福岡地域戦略推進協議会事務局長
○ 伊藤 豪	福岡大学商学部准教授（保険論、社会保障論）
岩城 和代	弁護士 ◇
小川 全夫	九州大学名誉教授／特定非営利活動法人アジアン・エイジング・ビジネスセンター理事長
尾籠 晃司	福岡国際医療福祉大学教授（老年精神医学）
川上 陽平	福岡市議会福祉都市委員会委員
鬼崎 信好	久留米大学文学部社会福祉学科教授（社会福祉学） （社会福祉士、精神保健福祉士） ◇
古賀 康彦	福岡市介護保険事業者協議会会長 ◇
近藤 里美	福岡市議会福祉都市委員会委員
柴口 里則	公益社団法人福岡県介護支援専門員協会会長 ◇
高田 仁	九州大学大学院経済学研究院産業マネジメント専攻教授
田川 布美子	第2号被保険者 ◇
党 一浩	医療法人社団誠仁会 在宅部 次長 ◇
檜橋 貞雄	公益社団法人福岡市老人クラブ連合会会長
濱崎 裕子	久留米大学人間健康学部教授（コミュニティ福祉論、発達環境論）
平井 彰	一般社団法人九州経済連合会常務理事 事務局長
◎ 藤原 繁	福岡市医師会副会長
村上 幸子	第1号被保険者 ◇
柳 竜一	公益社団法人認知症の人と家族の会福岡県支部代表
吉村 展子	社会福祉法人福岡市社会福祉協議会常務理事

◎：専門分科会長 ○：副専門分科会長  
右端の◇：介護保険事業計画部会委員

（敬称略：50音順）

## (2) 高齢者保健福祉専門分科会における計画策定に係る審議経過

開催年月日	議 題
介護保険事業計画部会 (書面審議) (令和2年6月)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○福岡市の介護保険制度の現状</li> <li>○高齢者数の推計</li> <li>○要介護認定者数の推計</li> <li>○介護サービス基盤整備</li> <li>○日常生活圏域の設定</li> </ul>
第1回 介護保険事業計画部会 (令和2年8月3日)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○部会長・副部会長の選出</li> <li>○介護保険事業計画部会の審議事項</li> <li>○書面審議資料の振り返り</li> <li>○介護サービスの利用量の推計</li> </ul>
第1回 専門分科会 (令和2年8月17日)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○第8期福岡市介護保険事業計画(素案)</li> </ul>
第2回 介護保険事業計画部会 (令和2年10月12日)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○介護サービスの整備目標量</li> <li>○地域支援事業の量の推計</li> <li>○市町村特別給付等</li> </ul>
第2回 専門分科会 (令和2年10月29日)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○第8期福岡市介護保険事業計画(原案)</li> </ul>
第3回 専門分科会 (令和3年2月8日)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○第8期福岡市介護保険事業計画(答申案)</li> </ul>

## 2. 計画策定関連調査

### (1) 高齢者実態調査

#### ① 調査目的

福岡市に在住する高齢者などの保健福祉に関するニーズ・意識などを把握することにより「福岡市介護保険事業計画」の策定に必要な基礎的データを収集・分析するとともに、本市の高齢者福祉施策の向上に資することを目的とする。

#### ② 調査対象・調査期間

調査種別	調査対象者	調査票発送	調査票回収
高齢者一般調査A	・市内在住の60歳以上の者 ・3,000人	2019年 (令和元年) 11月15日	2019年 (令和元年) 12月6日 郵送着まで
高齢者一般調査B	・市内在住の60歳以上の者 ・3,000人		
在宅サービス利用者調査	・介護保険在宅サービス利用者 ・3,000人		
在宅サービス未利用者調査	・在宅の要介護認定者のうち サービス未利用者 ・2,000人		
施設等サービス利用者調査	・市内の介護保険施設、 グループホーム入所者 ・1,500人		
介護支援専門員調査	・市内の居宅介護支援事業所、いきいき センターふくおか所属の介護支援専門員 ・1,585人		

#### ③ 調査方法

郵送による調査票配布・回収

#### ④ 回収結果

調査種別	発送数	有効回収数 (有効回収率)
高齢者一般調査A	3,000	1,866 (62.2%)
高齢者一般調査B	3,000	1,764 (58.8%)
在宅サービス利用者調査	3,000	1,524 (50.8%)
在宅サービス未利用者調査	2,000	1,064 (53.2%)
施設等サービス利用者調査	1,500	810 (54.0%)
介護支援専門員調査	1,585	939 (59.2%)

## (2) 特別養護老人ホーム利用申込みに関する調査（特養入所申込者実態調査）

### ① 調査目的

福岡市内の特別養護老人ホームに入所申込みをされている方の現在の生活状況、入所申込みに関する考えなどを把握し、「特別養護老人ホーム」の整備計画等の策定のための基礎資料とすることを目的とする。

### ② 調査対象

福岡市内の特別養護老人ホームへ入所申込みをしている人（悉皆調査）

### ③ 調査方法

郵送による調査票配布・回収

### ④ 調査期間

2020年（令和2年）1月16日～2020年（令和2年）3月6日

### ⑤ 回収結果

調査数	有効回収数 (有効回収率)
2,607 人	1,949人(74.8%)

### (3) 介護サービス供給量調査

#### ① 調査目的

第8期介護保険事業計画期間（令和3～5年度）における介護サービスの利用見込み量に対する供給量を把握するため、サービス事業者の意見等を調査することを目的とする。

#### ② 調査対象

福岡市内の居宅介護支援事業所及び介護保険サービス提供事業所

#### ③ 調査方法

郵送による調査票配布・回収

#### ④ 調査期間

2020年（令和2年）6月～8月

#### ⑤ 調査内容

- ・事業所の概略
- ・現在のサービスの提供状況と今後の見込み
- ・離島へのサービス提供について

#### ⑥ 回収結果

発送数	有効回収数 (有効回収率)
2,078	1,317 (63.4%)

### 3. 市民意見募集

#### (1) 目的

介護保険法に基づく「第8期福岡市介護保険事業計画」の策定において、市民の意見を反映させるため、パブリック・コメント手続きに基づき、「第8期福岡市介護保険事業計画（案）」を公表し、意見募集を実施した。

#### (2) 意見募集期間

2020年（令和2年）12月4日（金）から2021年（令和3年）1月4日（月）まで

#### (3) 実施方法

##### ① 計画案の公表

計画案、計画案のポイントを、情報公開室（市役所2階）、情報プラザ（市役所1階）、保健福祉局介護保険課（市役所12階）、各区情報コーナー、各区福祉・介護保険課、入部出張所、西部出張所、各区老人福祉センター、各区地域包括支援センター、市民福祉プラザにおいて閲覧及び配布を行うとともに、福岡市ホームページに掲載した。

##### ② 意見の提出方法

郵送、ファクシミリ、電子メール、窓口への持参で提出

#### (4) 意見提出状況

##### ① 意見提出数

12通

##### ② 意見件数

22件

○内訳

第1章	計画の策定にあたって	0件
第2章	高齢者を取り巻く現状と課題	0件
第3章	介護保険制度の改正	0件
第4章	地域包括ケアの構築と地域共生社会の実現に向けて	20件
第5章	サービス量の見込み等	0件
第6章	介護保険事業に係る費用の見込みと第1号被保険者保険料	1件
	その他	1件

## 4. 用語解説

(五十音順)

用語	説明
I o T (アイオーティー)	Internet of Things の略で、「様々な物がインターネットにつながること」「インターネットにつながる様々な物」を指す。
I C T (アイシーティー)	Information and Communication Technology (情報通信技術) の略称
A I (エーアイ)	Artificial Intelligence (人工知能) の略称
介護医療院	長期の療養が必要な方を対象にした施設で、療養上の管理、看護、医学的管理下における介護及び機能訓練、その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行う介護保険サービス
介護給付費準備基金	介護保険の中期的な財政の調整を図るため福岡市に設置した基金で、介護保険事業特別会計の決算上生じた第1号被保険者保険料の剰余金を積み立てている。
介護支援専門員	要介護者の自立支援や家族等介護者の介護負担軽減のための必要な援助に関する専門的知識を有する人で「ケアマネジャー」とも呼ばれている。 要介護者や家族の依頼を受けて、その心身の状況や置かれている環境、要介護者や家族の希望を勘案して、居宅サービス計画(ケアプラン)を作成するとともに、その居宅サービス計画(ケアプラン)に基づいて介護サービス事業者との連絡調整等の支援を行う。
介護予防	高齢者が要介護状態になることをできる限り防ぐ(発生を予防する)こと、要介護状態となっても状態がそれ以上重度化しないようにする(維持・改善を図る)こと。
介護予防居宅療養管理指導	医師・歯科医師・薬剤師・管理栄養士・歯科衛生士等が居宅を訪問し、介護予防を目的として、療養上の管理や指導を行う介護保険サービス
介護予防ケアマネジメント	地域包括支援センター(いきいきセンターふくおか)において、介護予防・日常生活支援総合事業等を適切に利用できるように、サービスの種類、内容等を定めた支援計画書(ケアプラン)を作成するとともに、サービス事業者等と連絡調整その他の便宜を図る。
介護予防支援	地域包括支援センター(いきいきセンターふくおか)において、介護予防サービス等を適切に利用できるように、サービスの種類、内容等を定めた介護予防サービス計画(介護予防ケアプラン)を作成するとともに、サービス事業者等と連絡調整その他の便宜を図る(介護保険サービス)。

用語	説明
介護予防住宅改修 (住宅改修費の支給)	介護予防を目的として、手すりの取付け、段差の解消、滑り防止等のための床・通路面の材料変更、扉の取替え、便器の取替え等住宅改修を行った場合に改修費を支給する介護保険サービス
介護予防小規模多機能型居宅介護	「訪問」「通い」「宿泊」のサービスを組み合わせ、介護予防を目的として、入浴、排せつ、食事等の介護その他日常生活上の支援、機能訓練を行う介護保険サービス
介護予防短期入所生活介護 (ショートステイ)	介護老人福祉施設等で短期入所し、介護予防を目的として、入浴、排せつ、食事等の介護その他日常生活上の支援、機能訓練を行う介護保険サービス
介護予防短期入所療養介護 (ショートステイ)	介護老人保健施設・介護医療院・介護療養型医療施設で短期入所し、介護予防を目的として、看護、医学的管理の下に介護、機能訓練その他必要な医療、日常生活上の支援を行う介護保険サービス
介護予防通所リハビリテーション (デイケア)	介護老人保健施設・病院・診療所で、通所により介護予防を目的として、理学療法・作業療法その他必要なりハビリテーションを行う介護保険サービス
介護予防特定施設入居者生活介護	有料老人ホーム、ケアハウス等に入居している要支援者について、介護予防を目的として、入浴、排せつ、食事等の介護その他日常生活上の支援、機能訓練及び療養上の世話をを行う介護保険サービス
介護予防認知症対応型共同生活介護 (認知症高齢者グループホーム)	認知症高齢者(要支援者)を対象に共同生活(5~9人)を通し、介護予防を目的として、入浴、排せつ、食事等の日常生活上の支援を行う介護保険サービス
介護予防認知症対応型通所介護	認知症高齢者(要支援者)に、デイサービスセンター等で、介護予防を目的として、通所により入浴・食事の提供等日常生活上の支援、機能訓練を行う介護保険サービス
介護予防・日常生活支援総合事業	高齢者が要介護状態等となることを予防するとともに、地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援する施策。具体的には、介護予防教室や要支援者等への訪問サービス・通所サービス等がある。
介護予防福祉用具貸与	福祉用具のうち、介護予防に資するものとして定められたものを貸与する介護保険サービス
介護予防訪問看護	看護師等が居宅を訪問し、介護予防を目的として、療養上の世話または必要な診療の補助を行う介護保険サービス
介護予防型訪問・通所サービス	介護予防型訪問サービス(ホームヘルプ)は、訪問介護員(ホームヘルパー)等が居宅を訪問し、介護予防を目的として、身体介護・生活援助を行う。 介護予防型通所サービス(デイサービス)はデイサービスセンター等で通所により、介護予防を目的として、入浴、食事の提供等日常生活上の世話、機能訓練を行う。

用語	説明
介護予防訪問入浴介護	居宅を訪問し、介護予防を目的として、浴槽を提供して入浴の介護を行う介護保険サービス
介護予防訪問リハビリテーション	理学療法士・作業療法士等が居宅を訪問し、介護予防を目的として、理学療法・作業療法その他必要なりハビリテーションを行う介護保険サービス
介護療養型医療施設	長期の療養が必要な方を対象にした施設で、療養上の管理、看護、医学的管理下における介護等の世話及び機能訓練、その他必要な医療を行う介護保険サービス
介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	介護等の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行う介護保険サービス
介護老人保健施設	看護、医学的管理下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話を行う介護保険サービス
介護ロボット	ロボット技術が応用され利用者の自立支援や介護者の負担の軽減に役立つ介護機器
課税年金収入額	老齢(退職)年金等、市民税の課税対象となる年金の金額(障害・遺族・老齢福祉年金等の非課税年金の金額は含まない)
看護小規模多機能型居宅介護	小規模多機能型居宅介護と訪問看護を組み合わせることで、介護と看護サービスを一体的に提供する介護保険サービス
居宅介護支援	居宅サービス等を適切に利用できるよう、サービスの種類、内容等を定めた居宅サービス計画(ケアプラン)を作成するとともに、サービス事業者等と連絡調整その他の便宜を図る。また、介護保険施設へ入所する場合は施設への紹介等を行う、介護保険サービス
居宅介護支援事業者	介護支援専門員を配置し、居宅サービス計画、居宅サービス事業者との連絡調整や介護保険施設への紹介等の居宅介護支援サービスを行う事業者
居宅療養管理指導	医師・歯科医師・薬剤師・管理栄養士・歯科衛生士等が居宅を訪問し、療養上の管理や指導を行う介護保険サービス
ケアマネジメント	要介護者・要支援者のニーズを満たすため、介護サービス、地域支援事業、保健福祉サービスや地域のボランティア活動等も含めて調整し、総合的・一体的に提供されるようにするサービス提供のマネジメント

用語	説明
健康寿命	健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間
高額医療合算介護サービス費	「医療保険・後期高齢者医療」と「介護保険」の両方のサービスを利用している世帯の負担を軽減する制度で、1年間に支払った自己負担額の合計が上限額を超えた場合、超えた分が申請により、高額医療合算介護サービス費として支給される（介護保険サービス）。
高額介護（予防）サービス費	要介護認定者が1か月に支払った介護サービスの利用者負担額が一定の上限額を超えた場合、超えた分が申請により高額介護サービス費として支給される（介護保険サービス）。 この場合の利用者負担額には、福祉用具購入費及び住宅改修費の利用者負担分や、施設等における食費・居住費（滞在費）は含まない。
合計所得金額	前年の1月1日から12月31日までの1年間の収入から必要経費や給与所得控除、公的年金等控除等を差し引いたもの（数種類の所得がある場合には全ての合計）。 介護保険料段階を判定する際は、合計所得金額から、長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額、公的年金に係る雑所得（所得段階区分が第1～5段階の人のみ）がある場合はそれらを控除した額を使用する。 ※その他の合計所得金額とは、合計所得金額から公的年金等に係る雑所得（年金雑所得）を控除した金額
コーホート要因法	ある基準年の男女別・年齢別人口をもとに、男女・年齢階級別の死亡率、社会動態による移動率、年齢別出生率等を仮定してあてはめ、将来の人口を推計する方法
サービス付き高齢者向け住宅	住宅としての居室の広さや設備、バリアフリーといったハード面に加え、安否確認や生活相談サービス等を提供することなどにより、高齢者が安心して暮らすことができる環境を備えた住宅
市町村特別給付等	本計画書では、市町村特別給付等を、「市町村特別給付」と「保健福祉事業」としている。 市町村特別給付は、要介護者・要支援者に対し、介護保険法で定められた保険給付（法定給付）以外の独自のサービスを実施することができるもので、保健福祉事業は、被保険者全体を対象とした介護予防事業や家族等の介護者を対象とした介護支援事業等を実施できる。 なお、市町村特別給付等を行う場合は、その費用を全て第1号被保険者の保険料でまかなうこととされている。
指定市町村事務受託法人	公正な立場で要介護認定調査ができると都道府県が認めた法人。新規認定申請の要介護認定調査を行うことも可能となっている。

用語	説明
社会福祉連携推進法人制度	経営基盤の強化を図るとともに、複雑化・複合化した福祉ニーズに対応するため、地域共生社会の実現に向けた業務や災害対応、人材確保・育成、設備や物資の共同購入などにおいて、社会福祉法人間で連携することを目的として設立される法人
若年性認知症	65歳未満で発症した認知症
終活	元気なうちから人生の最終段階までの過ごし方について自ら考え、準備すること。
住宅改修 (住宅改修費の支給)	手すりの取付け、段差の解消、滑り防止等のための床・通路面の材料変更、扉の取替え、便器の取替え等住宅改修を行った場合に改修費を支給する介護保険サービス
住宅セーフティネット	自力では住宅を確保することが困難な者が、それぞれの所得、家族構成、身体の状態等に適した住宅を確保できるような様々な仕組み
小規模多機能型居宅介護	「訪問」「通い」「宿泊」のサービスを組み合わせ、入浴、排せつ、食事等の介護その他日常生活上の支援及び機能訓練を行い在宅生活を支えると共に、24時間365日の安心を提供する介護保険サービス
審査支払手数料	各都道府県の国民健康保険団体連合会が行う、介護保険事業者からの保険給付等請求に関する審査、支払事務に対する手数料
生活支援型訪問・通所サービス	生活支援型訪問サービス（ホームヘルプ）は、福岡市が定める研修を修了した人等が居宅を訪問し、介護予防型のサービスよりも安価に生活援助のみを行う。 生活支援型通所サービス（デイサービス）は、デイサービスセンター等で、通所により介護予防を目的として、介護予防型のサービスよりも安価に入浴・食事の提供等、日常生活上の支援を行う。
生活支援コーディネーター	高齢者の生活支援・介護予防サービスの体制整備を推進していくことを目的とし、地域において、生活支援・介護予防サービスの提供体制の推進に向けたコーディネート機能（主に資源開発やネットワーク構築の機能）を果たす人
成年後見制度	認知症等のために判断能力が不十分であると家庭裁判所が認めた場合に、成年後見人等が財産管理等を行い、本人を保護・支援する制度
第1号被保険者	市町村の区域内に住所を有する65歳以上の者
第2号被保険者	市町村の区域内に住所を有する40歳以上65歳未満の医療保険加入者

用語	説明
短期入所生活介護 (ショートステイ)	介護老人福祉施設等で短期入所し、入浴、排せつ、食事等の介護その他日常生活上の世話、機能訓練を行う介護保険サービス
短期入所療養介護 (ショートステイ)	介護老人保健施設・介護医療院・介護療養型医療施設で短期入所し、看護、医学的管理の下に介護、機能訓練その他必要な医療、日常生活上の世話を行う介護保険サービス
団塊ジュニア世代	1971年(昭和46年)から1974年(昭和49年)生まれの人々
団塊世代	1947年(昭和22年)から1949年(昭和24年)生まれの人々
地域ケア会議	保健・医療・介護などの専門職や地域関係者などによる検討を通じ、それぞれの高齢者に対する支援の充実に向けた課題の発見・解決を図るとともに、個々の課題から見えてくる地域課題を発見し、必要な社会資源づくり、政策の検討につなげることをめざすもの。
地域支援事業	国が定める要綱に基づき、要介護・要支援状態となることを予防するとともに、要介護状態となった場合にも、可能な限り、地域において自立した生活を営むことができるよう支援するためのサービスを提供する事業
地域包括ケアシステム	誰もが住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される(体制)
地域包括支援センター(いきいきセンターふくおか)	高齢者が住み慣れた地域で安心してその人らしく暮らし続けることができるように、健康や福祉、介護等に関する相談を受けたり、その人の身体状況に最も適したアドバイスを行うなど、必要な支援を包括的に担う機関。福岡市では、おおむね中学校区ごとに57か所・2支所設置している。
地域密着型サービス	認知症や一人暮らしの高齢者の増加をふまえ、地域に密着して、高齢者が住みなれた地域での生活を継続できるように支援する比較的小規模なサービス
調整交付金	保険給付と介護予防・日常生活支援総合事業において国が負担する約25%のうち、20%は定率負担として交付されるが、残りの約5%は要介護者の発生率が高い後期高齢者の割合や、介護保険料における第1号被保険者の所得段階構成比といった、市町村の努力では対応できない第1号保険料の格差を調整するため、5%を基本として増減し調整交付金として交付される。

用語	説明
通所介護（デイサービス）	デイサービスセンター等で、通所により入浴・食事の提供等日常生活上の世話、機能訓練を行う介護保険サービス
通所リハビリテーション（デイケア）	介護老人保健施設・病院・診療所で、通所により理学療法・作業療法その他必要なりハビリテーションを行う介護保険サービス
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	日中・夜間を通じて、訪問介護と訪問看護が一体的または密接に連携しながら、定期的な巡回と随時の通報により日常生活上の支援や看護師等による療養上の世話等を行う介護保険サービス
特定介護予防福祉用具販売（介護予防福祉用具購入費の支給）	介護予防に資すると定められた、入浴、排せつの用に供する特定福祉用具（シャワーチェア・腰掛便座等）を購入した場合に購入費を支給する介護保険サービス
特定施設入居者生活介護	有料老人ホーム、ケアハウス（その入居定員が30人以上であるもの）等に入居している要介護者について、入浴、排せつ、食事等の介護その他日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話を行う介護保険サービス
特定入所者介護サービス費	市民税非課税等の所得の低い人には施設サービスや短期入所サービスの食費・居住費（滞在費）負担に限度額が設定されており、この限度額を超える分の現物給付に要する費用（介護保険サービス）
特定福祉用具販売（福祉用具購入費の支給）	入浴、排せつの用に供する特定福祉用具（シャワーチェア・腰掛便座等）を購入した場合に購入費を支給する介護保険サービス
認知症カフェ	認知症の人やその家族が、地域の人や専門家と相互に情報を共有しお互いを理解し合う場
認知症ケアパス	認知症の人の状態に応じた適切なサービス提供の流れ
認知症サポーター	認知症について正しく理解し、認知症の人や家族を温かく見守り、支援する応援者であり、全国で養成されている。
認知症サポート医	地域でかかりつけ医の認知症診断等に関する相談役等の役割を担う医師
認知症疾患医療センター	認知症の速やかな鑑別診断や、行動・心理症状（BPSD）と身体合併症に対する急性期医療、専門医療相談、関係機関との連携、研修会の開催等を担う。
認知症対応型共同生活介護（認知症高齢者グループホーム）	認知症高齢者（要介護者）を対象に共同生活（5～9人）を通し、入浴、排せつ、食事等の日常生活上の世話を行う介護保険サービス

用語	説明
認知症対応型通所介護	認知症高齢者(要介護者)に、デイサービスセンター等で、通所により入浴・食事の提供等日常生活上の世話、機能訓練を行う介護保険サービス
PDCA サイクル	計画(Plan)、実行(Do)、点検(Check)、見直し(Action)の繰り返しにより進行管理を行う手法
ビッグデータ	ボリュームが膨大でかつ構造が複雑であるが、そのデータ間の関係性などを分析することで新たな価値を生み出す可能性のあるデータ群
福祉・介護人材	福祉分野(介護、障がい、保育)に関する業務に従事する人のことを指し、ここでは主に介護サービスを担う人材のこと。
福岡市保健福祉総合計画	福岡市福祉のまちづくり条例を策定根拠とし、地域分野をはじめ、健康・医療分野、高齢者分野、障がい者分野など、福岡市における保健福祉分野の各計画を横断的につなぐ基本の理念と方向性を明らかにするマスタープランであるとともに、社会福祉法に定める市町村地域福祉計画や、老人福祉法に定める市町村老人福祉計画といった、法定計画を一体化して策定するもの。
福祉用具貸与	車椅子、特殊寝台、褥瘡(じょくそう)予防用具、歩行器、移動用リフト等を貸与する介護保険サービス
フレイル	加齢とともに、心身の活力が低下し、複数の慢性疾患の併存などの影響もあり、生活機能が障がいされ、心身の脆弱化が出現した状態であるが、一方で適切な介入・支援により、生活機能の維持・向上が可能な状態像
訪問介護(ホームヘルプ)	訪問介護員(ホームヘルパー)等が居宅を訪問し、入浴、排泄、食事等の身体介護、調理・洗濯・掃除等の生活援助を行う介護保険サービス。通院等を目的とした乗降介助(介護タクシー)の利用もできる。
訪問看護	看護師等が居宅を訪問して療養上の世話または必要な診療の補助を行う介護保険サービス
訪問入浴介護	居宅を訪問し、浴槽を提供して入浴の介護を行う介護保険サービス
訪問リハビリテーション	理学療法士・作業療法士等が居宅を訪問し、理学療法・作業療法その他必要なリハビリテーションを行う介護保険サービス
保険給付費	介護保険に係るサービスの総費用から、利用者負担によりまかなわれる部分を除いた、介護保険でまかなう費用。要介護者に対する介護給付、要支援者に対する予防給付、条例により市町村が独自に実施する市町村特別給付に区分される。

用語	説明
保険料基準額（月額）	事業計画期間（今期は 2021 年度（令和 3 年度）～2023 年度（令和 5 年度））における保険給付費、地域支援事業費等の事業費支出のうち、第 1 号被保険者保険料でまかなうべき費用（保険料収納必要額）を、補正第 1 号被保険者数及び保険料予定収納率で除し、さらに 12 か月で除したものの。
夜間対応型訪問介護	夜間に、定期的な巡回訪問または通報を受け、利用者の居宅で、入浴、排せつ、食事の提供等日常生活上の世話をを行う介護保険サービス
ユマニチュード®	「見る」「話す」「触れる」「立つ」という 4 つの柱を基本とした、知覚・感情・言語による包括的コミュニケーションにもとづいたケアの技法
要援護高齢者	要介護状態の高齢者や要支援状態（虚弱状態）の高齢者等、日常生活の上で何らかの援護を必要とする高齢者
要介護認定者	日常生活において、介護が必要な状態の軽減や重度化の防止のために支援が必要な状態にある人（要支援者）や、常時介護を必要とする状態にある人（要介護者）と認定された人。要支援者は要支援 1・2 に、要介護者は要介護 1～5 までに区分される。 本計画書においては、要支援状態と認定された人と要介護状態と認定された人双方を合わせて、要介護認定者と呼称している。
ロコモティブシンドローム	骨、関節、筋肉などの運動器に障がいがあり、「立つ」「歩く」といった移動機能が低下している状態のこと。
要介護認定事務センター	要介護（要支援）認定の申請受付等の事務を行うため福岡市が設置している事務センター
よかトレ実践ステーション	高齢者が主体的かつ、気軽に介護予防に取り組める場として、介護予防に資する体操のうち福岡市が推奨する 6 種類の体操（よかトレ）を実践している団体又は事業者（施設）をよかトレ実践ステーションとして認定するもの。



第8期福岡市介護保険事業計画  
(令和3～5年度)

---

令和3年3月

編集・発行 福岡市保健福祉局高齢社会部  
介護保険課

〒810-8620 福岡市中央区天神1丁目8番1号  
TEL (092) 733-5452  
FAX (092) 726-3328